

## 平成 29 年度後援会総会決議事項について

### 総会時決議事項

#### 規程変更について

・第 5 条の役員の任期について今まで明確に記述が無かったため、総会日から翌総会日までが任期となっており大変わかりにくい形になっていた。そのため会計年度と同じく 4 月 1 日から 3 月 31 日とする事とした。引継ぎ時期が必要になるため総会日の翌年の 4 月 1 日から始める事とする事も併せて承認された。

(変更した会則は別途掲載)

#### ゼミ合宿補助について

・課外活動援助費としてゼミ合宿の補助を後援会から一人 3,000 円の補助をしてきた。今までは宿泊付きのゼミ活動のみ対象としてきたが、日帰りで実施するゼミや合宿をせず、ゼミ単位の活動として研究調査を実施しているゼミもあることから今年度から「ゼミ合宿補助」ではなく「ゼミの課外活動補助」とし指導教員同伴の課外ゼミ活動を対象とすることを承認された。(補助の仕方は今まで通り年間一人 3,000 円とする。)

### 役員会時申し合わせ事項

#### 個人情報保護について

・例年会員宛に送付している総会案内の中に平成 30 年度より個人情報保護シールを同封することとした。(返送ハガキ欄に個人情報が含まれているので対策をして欲しい旨会員の方より依頼有り)